

子村あり。一万六千六百九十石二斗一本一合。
按るに延喜式廿二日記し是は出羽國海
路五十二日と定めしむ。國府より運米の爲
に私路の日程を定めしむ。や。國五十二日と定む。
凡そ私運米五斗を依仍用三俵爲駄自餘
雜物亦准之。其を強ひ若し斛量減之と云々。
是ハ海をさす。其の定めしむ。一。よふに往古京
都へ運送の米を依り出せし。而を括て京國
とは名付し。もや。古平京あり。豐葦京ト
定記亦し。出づり。南祖ト平京國あり。是俗名

より稱せし。其村名は何れ。是羽原記云。雅
集亦し。京國ハ飯田トて古記十二條國有
て羽原控現の領よりトとい。其京國を飯
田とは附會の説めて伝ふ。に是く。是を平
京國ト。京國云々。而し七百七十五石九斗一本
ハ合羽是領あれ。た。沙敷郡より。りて。其附
あり。一。も。一。延喜式出羽國正税の条下に
羽原郡領の事見し。是也。延喜帝の以
い。向。其附の地をなり。一。と。是く
より。